「情報公開文書」(研究対象者送付用)

受付番号: 2021-1-974

課題名:大規模水害の被災地域におけるメンタルヘルス支援の実態とニーズの 把握に関する研究

1. 研究の対象

令和元(2019)年台風第19号(以下、台風19号)などの大規模な水害による人的被害および住家被害の件数の多かった都道府県の被災市町村で精神保健を所管する課の担当者、ならびに同地域の社会福祉協議会など被災地域の地域福祉に携わる団体の担当者

2. 研究期間

2022年1月(倫理委員会承認後)~2024年3月

3. 研究目的

毎年、日本全国で洪水や土石流などの水害による甚大な被害が生じています。被災者の 方々は、身体の負傷や命の危機を感じる経験、身近な人の死、家屋損壊や家財の喪失、経 済的損失などを体験され、そのメンタルヘルスへの悪影響が懸念されます。

しかし、大規模な自然災害の一つである東日本大震災の例をみてみますと、発災直後の混乱の中で、各地域のメンタルヘルス支援ニーズを把握することは難しく、外部の支援団体が複数訪問し、現地のニーズに合わない支援が行われるなど、被災自治体側にかえって大きな負担や混乱がもたらされるケースもありました。したがって、発災前あるいは発災直後に限られた数少ない情報から各地域のメンタルヘルス支援ニーズを予測することができれば、災害時の効果的・効率的なメンタルヘルス支援活動の展開の助けとなり、ひいては被災自治体への過度な負担を軽減することにもつながると思われます。私たちは、大規模水害が被災者のメンタルヘルスに及ぼす影響の予測を目指す取り組みの一環として、実際に大規模な水害で被災された地域の自治体・関係者の方々に、メンタルヘルス支援の実態とその経験の中で感じられたメンタルヘルス支援に関するニーズを聴取し、予測モデルの開発の参考にさせて頂くことで、より実場面で活用しやすい予測モデルへと発展させることができるのではないかと考えました。

そこで、本研究では、台風第 19 号などの大規模な水害による被災地域自治体や同地域の社会福祉協議会などの地域福祉に携わる団体を対象としてアンケート調査を実施し、水害被災者に対するメンタルヘルス対策の実態と地域のメンタルヘルスニーズを把握し、その内容を分類・整理することを目的といたします。

4. 研究方法

研究事務局から、電話あるいは電子メールにて研究協力をご依頼いたします。資料の送付のご許可を頂けましたら、情報公開文書の内容、調査への回答方法のご案内、調査票を郵送にて送付させて頂きます。資料をご確認頂き、研究へご協力頂ける場合には、同封した調査票、あるいは資料に記載された URL 等の情報からアンケート調査ページへアクセスし、ご回答をお願いいたします。調査票へご回答頂いた場合には、同封した封筒にて調査票をご返送頂きましたらお手続き完了です。インターネット上での調査フォームにてご回答頂いた場合には、回答を送信して頂きましたらお手続き完了です。ご回答を補足する資料として、報告書・年報等の提供可能な資料がございましたら併せてご送付頂けますと大変ありがたく存じます。また、将来の水害時のメンタルへルス対策を考えるという本研究の趣旨にご賛同頂き、対面あるいはオンラインでの聞き取りをご了承下さる場合には、別途、訪問あるいはWeb 会議ツール等により詳しいお話をおうかがいさせて頂きます。

本研究は個人情報に十分配慮して行われます。調査の回答に際してご所属先(自治体名・組織名)を記入・入力して頂く必要はございますが、代表して回答される方の氏名を記入・入力して頂く必要はなく、匿名での実施となります。ご回答いただいたアンケート調査データはすべて統計的に処理されたうえで、研究の成果として学会や学術雑誌等にて公表されます。基本的には、個別の自治体・団体の取り組み・支援状況などを明示するものではなく、また対応の「是非」を評価・比較するものではございません。もし個別の自治体・団体の取り組みの好事例を公表する場合には、対象自治体・団体の了解を得たうえで公開するようにいたします。

アンケート調査へのご回答(調査票の返送あるいはインターネット上での回答の送信)をもって回答を研究データとして使用することに同意していただいたものとさせていただきます。本調査への協力は任意であり、研究への協力をお断りになっても、今後何ら不利な扱いを受けることはございません。また、研究への参加はいつでも取りやめることができます。本研究は、精神的苦痛を伴う可能性のある質問項目は含まれておりませんが、万が一、回答に際して発災当時のことが思い出され辛い気持ちなどになった場合にも、いつでも回答を取りやめることができます。精神科医、臨床心理士、公認心理師等の専門家が対応させて頂きますので、ご相談をご希望される方は研究事務局責任者までご連絡ください。

データは研究終了日から5年/結果公表日から3年(いずれか遅い日)まで保管し、匿名化して廃棄いたします。

5. 研究に用いる情報の種類

情報:自治体名・組織名、発災後の地域住民の被害状況および生活状況の把握のための取り組みの内容、発災後の地域住民の心身の健康状態の把握のための取り組みの内容、メンタルヘルス支援の実施状況、メンタルヘルス支援に関する考え、メンタルヘルス支援に関する外部組織の方々との連携の内容等

6. 外部への試料・情報の提供

本研究は、国立研究開発法人防災科学技術研究所(以下、防災科研)との共同研究「災害レジリエンス向上のための社会的期待発見研究」として実施されます(課題名:大規模水害による被災地域住民のメンタルヘルス支援ニーズ予測に関する研究)。

資料送付のために取得した情報やアンケートの回答データは、東北大学の研究事務局が管理・保管いたします。研究事務局および共同研究機関ともに、情報の紛失、漏えい、不正アクセス、改ざんその他の事件・事故を防ぐために十分なセキュリティ措置を講じて厳重に保管・管理し、インターネットツールを利用する場合には、十分なセキュリティ対策が施されたシステム・サービスを利用いたします。アンケートの回答内容を分類・整理することを目的に、調査票の回答内容あるいはインターネット上での調査フォームの回答内容を電子的配信(e-mail, web等)の手段を用いて共同研究機関に提供することがございます。回答データの記録された電子ファイルにはパスワードをかけるほか、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。

7. 研究組織

く責任者>

東北大学大学院 医学系研究科 精神神経学分野 富田博秋 国立研究開発法人防災科学技術研究所 災害過程研究部門主任研究員 鈴木進吾

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。 ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、 研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

なお、本研究へのご協力をご了承いただけない場合には、何らかのお手続きをお取りいただく必要はございません。送付しました書類は破棄頂き、どうぞご放念下さい。その場合でも不利益が生じることはございません。

照会先:

研究事務局責任者: 臼倉 瞳 助教

東北大学災害科学国際研究所

TEL: 022-717-7897 E-mail: usukura@med.tohoku.ac.jp

研究責任者:

東北大学大学院 医学系研究科 精神神経学分野 富田博秋研究代表者:

東北大学大学院 医学系研究科 精神神経学分野 富田博秋

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先: 「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

- <人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>
- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- < 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>
- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合